

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	深谷地区復興村営住宅・花卉栽培施設・ 多目的交流広場整備事業	深谷地区	飯舘村

図面記号										
A-3										
	当事者の別	氏名	捺印	住 所						
1	当事者の住所等	譲受人	飯舘村長 菅野 典雄	印	相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地1					
2	土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合		土地利用区分	
				登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名 又は名 称	農振法	都 市 計画法
				別紙のとおり						
		計	34,596㎡ (田 34,596 ㎡ 畑 - ㎡)							
3	権利を設定し 又は移転しよ うとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期	権利の 存続期間	その他				
		所有権	移転	復興整備計画 公表後	永年					
4	転用すること によって生 ずる付近の農 地作物等の被 害の防除施設 の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・整備する建築物は低層であるため、周辺農地への日照上の影響はない。 ・敷地内の汚水は農業集落排水処理施設に接続します。 ・計画用地東側の農地への用排水路は現状を維持します。 ・雨水は、計画用地内に整備する排水路及び接続枡を經由し、道の駅「までい館」整備事業で整備する調整池で受け、流量増対策を行い、県道南側の土地改良施設及び農地へ支障を及ぼさないようにします。 								

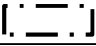

(別紙) 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法
相馬郡飯館村深谷字深谷前	5番2	田	田	837	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字深谷前	5番1	田	田	589	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字深谷前	6番1	田	田	2,056	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字原前	42番1	田	田	2,966	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字原前	43番1	田	田	2,902	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字原前	44番1	田	田	2,880	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字原前	45番1	田	田	1,912	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字原前	46番1	田	田	1,875	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字原前	47番1	田	田	2,846	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字原前	41番1	田	田	2,973	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字深谷前	7番1	田	田	1,969	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字深谷前	8番1	田	田	1,957	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字深谷前	9番1	田	田	2,920	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字深谷前	10番1	田	田	2,940	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
相馬郡飯館村深谷字深谷前	11番1	田	田	2,974	—	—	農振地域内農用地区域内	都市計画区域外
15筆	34,596㎡	(田		34,596㎡	畑	0㎡)		

農地法第5条第1項の許可に係る土地の位置を示す地図



【A-3地区】深谷地区復興村営住宅・花卉栽培施設

凡 例	
	市町村界・復興整備計画の区域
	復興整備事業区域